

●「優先整備区域」が整備されるまでの流れ（イメージ）

1. 優先整備区域での事業認可区域の検討

2. 測量説明会の開催

3. 現況・用地測量の実施

4. 事業概要説明会の開催

5. 事業認可の手続き

6. 用地説明会の開催

7. 物件調査・土地価格の評価、折衝

8. 契約・補償金の支払い

9. 物件移転

10. 工事の実施

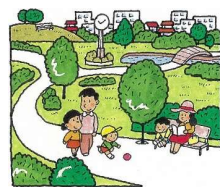
11. 都市計画公園・緑地の開園



事業認可とは

都市計画公園・緑地の事業を進めるにあたり、都は事業地や設計の概要、事業施行期間等の事業計画について、国土交通省関東地方整備局長から許可を受ける必要があります。これを「事業認可」といいます。

事業認可がされると対象の区域内では、建築等の制限・土地の有償譲渡の制限が発生します。また、譲渡所得に関する税の軽減措置が適用となります。



東京都は、都民の皆様が、快適に安心して暮らせる環境づくりを目指し、地域の方々と協力しながら、都立公園の事業を進めてまいります。



このリーフレットに関しては

東京都建設局公園緑地部計画課

TEL：03-5320-5371

多摩部の都立公園の優先整備区域に関しては

東京都西部公園緑地事務所工事課

TEL：0422-47-0192

都市計画公園・緑地の整備方針

＜都市計画観音寺森緑地＞（令和2年7月改定）

●整備方針とは

東京都における水と緑のネットワーク形成を目指し、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた取組を示すものです。

平成18年（2006年）3月に策定し、令和2年7月に2回目の改定をしました。

（1回目改定は平成23年12月）

●「優先整備区域」の設定

未供用区域のある都市計画公園・緑地



・「公園・緑地の機能（防災、環境保全、レクリエーション、景観・魅力）」
・「水と緑のネットワーク形成」の観点から、重点化を図るべき公園・緑地を選定

重点化を図るべき公園・緑地 東京都事業 58か所



重要性、効率性の観点から、令和11年度（2029年度）までに優先的に事業を進める予定の「重点公園・緑地」を選定、「優先整備区域」を設定

重点公園・緑地 東京都事業 44か所 優先整備区域 282ha

「重点公園・緑地」一覧 （注）公園名は、都市計画公園名称を用いています。

芝公園 戸山公園 明治公園 旧岩崎邸公園 亀戸中央公園 清澄公園 目黒公園 祖師ヶ谷公園 代々木公園
和田堀公園 高井戸公園 善福寺公園 善福寺川緑地 浮間公園 上板橋公園 赤塚公園 練馬城址公園
石神井公園 舎人公園 水元公園 宇喜田公園 篠崎公園
滝山公園 小宮公園 平山城址公園 陵南公園 野山北・六道山公園 中藤公園 観音寺森緑地 東大和緑地
井の頭公園 小金井公園 府中の森公園 武蔵野公園 神代公園 小山田緑地 大戸緑地 七生公園 六仙公園
八国山緑地 東伏見公園 小田良谷公園 桜ヶ丘公園 秋留台公園 計44か所

※優先整備区域は、令和11年度（2029年度）までに新たに事業認可の取得を目指す「新規事業化区域」と、既に事業認可を取得している「事業促進区域」から構成されます。

※本方針では、東京都、特別区、市・町事業の合計で164か所の重点公園・緑地を選定、530haの優先整備区域を設定しています。

本図面は優先整備区域（事業促進区域及び新規事業化区域）を表示した参考図です。
優先整備区域の詳細は、事業主体へお問合せください。

都立観音寺森緑地【概要】

◆都市計画決定

（当初）昭和36年10月5日

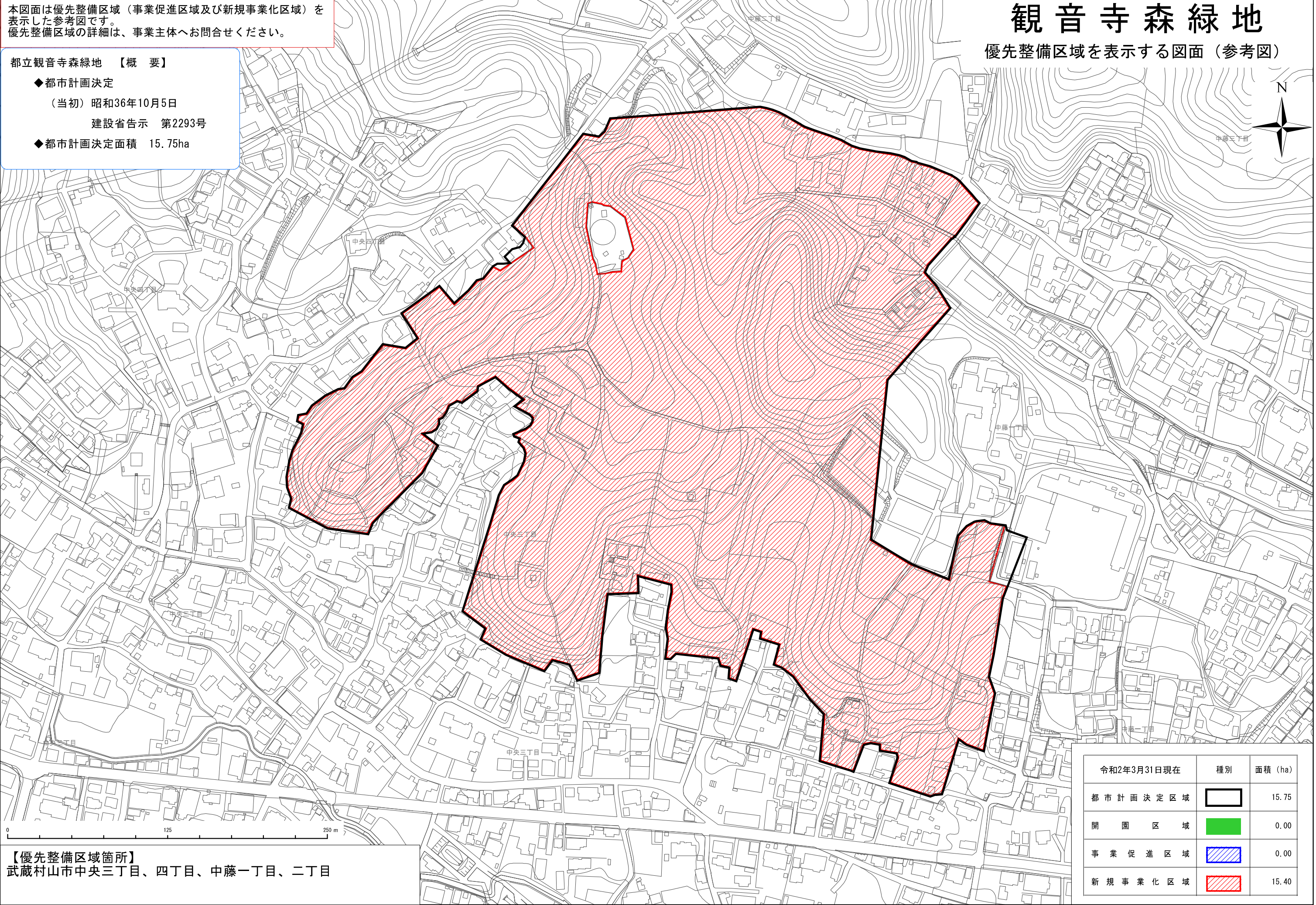
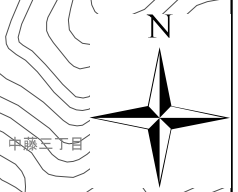
建設省告示 第2293号

◆都市計画決定面積

15.75ha

観音寺森緑地

優先整備区域を表示する図面（参考図）



【優先整備区域箇所】
武蔵村山市中央三丁目、四丁目、中藤一丁目、二丁目

令和2年3月31日現在	種別	面積（ha）
都市計画決定区域		15.75
開園区域		0.00
事業促進区域		0.00
新規事業化区域		15.40